

広島県告示第一号

令和三年広島県告示第五十七号で命じた次の区域に係る高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するための家さん、家さん卵、家さんの死体、敷料、排せつ物、家さん飼養器具その他高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品等の移動及び移出入禁止措置は、令和四年一月三日に解除した。

令和四年一月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

移動及び移出入の禁止措置を解除する区域

福山市赤坂町赤坂、福山市芦田町上有地、福山市芦田町下有地、福山市芦田町福田、福山市駅前町向永谷、福山市神村町、福山市津之郷町加屋、福山市津之郷町津之郷、福山市本郷町